

1 事件の発生状況等(令和8年6月末)

刑法犯認知件数

※暫定値

令和8年中 737件
令和7年中 750件
前年同期比 -13件

刑法犯検挙件数

令和8年中 376件
令和7年中 340件
前年同期比 36件

○増加した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
傷害	43	22
車上ねらい	27	17
詐欺	67	14

○減少した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
万引き	195	-25
性的姿態撮影等処罰法	41	-17
自転車盗	49	-9

2 特殊詐欺発生状況(令和8年6月末)

発生状況

※暫定値

令和8年 19件
令和7年 24件
前年同期比 -5件

被害金額

令和8年 約2億2,400万円
令和7年 約9,900万円
(約1億2,500万円増加)

3 交通事故発生状況(令和8年6月末)

	件数	死者	負傷者
令和8年	121	0	146
令和7年	127	1	143
増減	-6	-1	3

※交通事故発生件数は減少していますが、事故による負傷者は増加しています。また二輪車に関係する交通事故が多発しています。運転に不安を感じたら#8080(安全運転相談窓口)に相談しましょう。



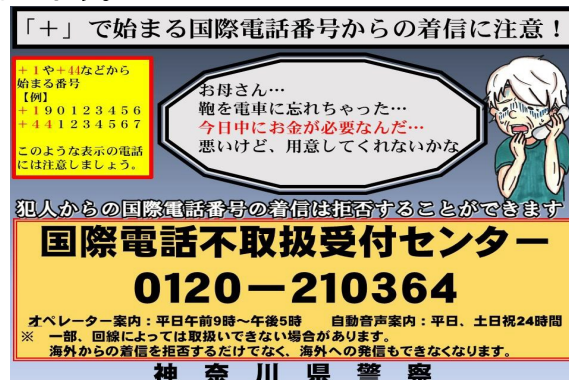
4 生活道路における法定速度30キロ規制について

令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が時速30キロに引き下げられます。生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のことです。生活道路は見通しが悪い交差点が多く、交通事故が多発しています。速度が時速30キロを超えると交通事故の重傷化リスクが高まりますので、皆さんが交通事故の当事者にならないように普段から危険予測した運転を徹底し、安全な速度で走りましょう。

5 今月のトピックス

最近、「+」で始まる国際電話番号を使用した特殊詐欺や、SNS等で警察を騙り、送金を要求するニセ警察詐欺が多く発生しており、こうした詐欺電話は、自宅の固定電話だけでなく、携帯電話にもかかってきています。

今すぐ対策をし、被害に遭わないようにしましょう。



犯人からのだましの電話は携帯電話にもかかってきます！

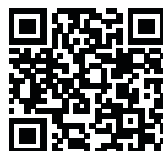
自宅の固定電話はこちら！

今すぐ、二次元コードを読み込んで対策を！

警察庁・SOS47

特殊詐欺対策ページ

ダウンロードはこちら ▶▶



戸部警察署生活安全課			西 区 町 別 犯 罪 発 生 状 況																		(令和8年6月末現在)				※			
地区名	町 名	凶 悪 犯	粗 暴 犯				窃 盗 犯													知 能 犯		そ の 他 刑 法 犯 等	総 計	前 年 同 期	増 減	増 減 比	特 殊 詐 欺	
			暴 行	傷 害	恐 喝 そ の 他	小 計	侵 入 盗				非 侵 入 盗							合 計	詐 欺	そ の 他 知 能 犯								
							空 き 巣	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	置 引 き	万 引 き				そ の 他							小 計
第 1 地区	御所山町					0				0								0	0				0	2	-2	0.0%		
	桜木町			1		1				0			1					1	2	2	1		4	6	-2	66.7%	1	
	戸部町					0			1	1			1				1	3	4			4	7	-3	57.1%			
	戸部本町		1	1		2				0		1		6		1	2	10	10	8	2	13	35	31	4	112.9%		
	花咲町					0				0		1	1					2	2	1		1	4	2	2	200.0%		
	宮崎町			1		1				0								0	0				1	1	0	100.0%		
	紅葉ヶ丘					0				0			1					1	1	1		2	4	3	1	133.3%		
計	0	1	3	0	4	0	0	1	1	0	2	3	7	0	1	1	4	18	19	11	2	16	52	52	0	100.0%		
第 2 地区	中央町	1	1	1		2				0	1	1	3	3			5	4	17	17	1			21	24	-3	87.5%	
	西戸部町					0				0							1	1	1				1	5	-4	20.0%		
	西前町			1		1	1			1							3	3	4				5	1	4	500.0%		
	計	1	1	2	0	3	1	0	0	1	1	1	3	3	0	0	8	5	21	22	1	0	0	27	30	-3	90.0%	
第 3 地区	久保町					0				0			1	1			1	3	6	6	3		9	11	-2	81.8%	2	
	浜松町		1			1				0							3	3	3			1	5	9	-4	55.6%		
	東久保町		1			1				0		1						1	1	1			3	7	-4	42.9%	1	
	藤棚町		3			3				0		1	2	2				5	5	1			9	11	-2	81.8%		
	元久保町					0				0								0	0	1		2	3	2	1	150.0%	1	
	計	0	5	0	0	5	0	0	0	0	0	2	3	3	0	0	1	6	15	15	6	0	3	29	40	-11	72.5%	
第 4 地区	赤門町					0				0							1	1	1				1	0	1	—		
	東ヶ丘					0				0				1				1	1				1	0	1	—		
	伊勢町					0				0	1			1			1	3	3	1		1	5	2	3	250.0%	1	
	老松町					0				0				1		2	1	4	4			2	6	0	6	—		
	霞ヶ丘			1		1				0				1			1	2	2			1	4	4	0	100.0%		
	境之谷					0	1			1				1				1	2				2	5	-3	40.0%		
	西戸部町			1		1				0				4				4	4				5	6	-1	83.3%		
計	0	0	2	0	2	1	0	0	1	1	0	0	9	0	2	0	4	16	17	1	0	4	24	17	7	141.2%		
第 5 地区	岡野			1	1	2			1	1			2				4	3	9	10		3	15	21	-6	71.4%		
	北幸	6	3	3		6				0		1	3			2	4	10	20	20	4	1	7	44	65	-21	67.7%	2
	高島		18	12		30				0			12	1		1	55	21	90	90	5	2	25	152	136	16	111.8%	
	西平沼町			1		1				0	1						1	2	2	2		2	7	5	2	140.0%		
	平沼	1		1		1				0			1			1	1	4	7	7	1		4	14	8	6	175.0%	1
	南幸	9	14	16	2	32			2	2		3	11	2		18	79	31	144	146	10	4	39	240	240	0	100.0%	
	計	16	35	34	3	72	0	0	3	3	1	4	29	3	0	22	143	70	272	275	22	7	80	472	475	-3	99.4%	
第 6 地区	北軽井沢					0				0	1							1	1				1	2	-1	50.0%		
	楠町					0				0			1	1				3	3	5	0	1	9	4	5	225.0%	3	
	浅間台					0				0		1					1	2	2	1		3	5	-2	60.0%	1		
	浅間町			1		1			1	1			6				10	16	17	1		19	20	-1	95.0%	1		
	南軽井沢					0				0			1					1	1				1	1	0	100.0%		
	南浅間町					0			1	1			2	1				4	5	2			7	3	4	233.3%	1	
	宮ヶ谷					0				0								0	0	3			3	3	0	100.0%	2	
計	0	0	1	0	1	0	0	2	2	1	1	10	2	0	0	0	13	27	29	12	0	1	43	38	5	113.2%		
みなとみらい地区	みなとみらい		7	1	4	12				0						3	42	13	58	58	14	1	5	90	96	-6	93.8%	2
	西区全体	17	49	43	7	99	2	0	6	8	4	10	48	27	0	28	195	115	427	435	67	10	109	737	750	-13	98.3%	19
	前年同期	12	42	21	6	69	1	0	15	16	10	16	58	10	0	23	220	136	473	489	53	9	118	750				24
	増減	5	7	22	1	30	1	0	-9	-8	-6	-6	-10	17	0	5	-25	-21	-46	-54	14	1	-9	-13				-5

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう！

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



問い合わせ先

■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！

令和8年9月1日
(2026年)
改正道路交通法施行令施行

60 km/h

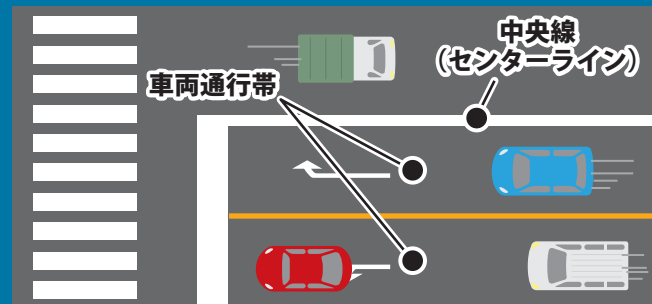
30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

1

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路

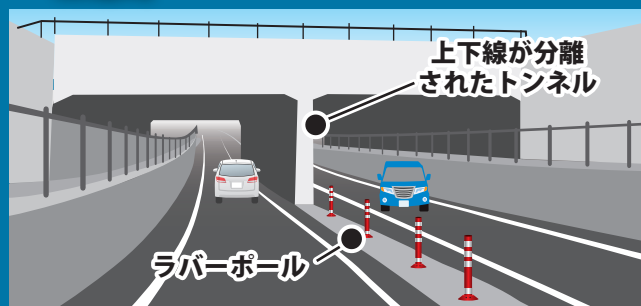


3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する
加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般
道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

2

道路の構造上又は
柵その他の工作物に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



4

自動車専用道路



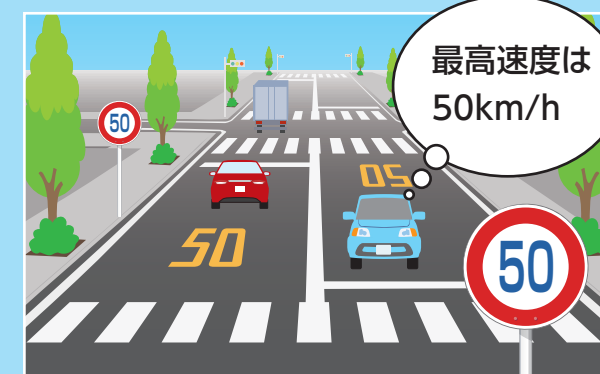
従前どおり、道路標識等による
指定がある場合は、その速度に
従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定
されている道路では、その速度が最高速度とな
ります。

例えば、道路標識により最高速度が 40km/h と
指定されている中央線がない道路では、最高速
度は 30km/h ではなく 40km/h となります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識が
あった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が
50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。